

日本における生命保険信託

「保険×〇〇」が生み出す新しい保険の可能性

保険と「何か」を組み合わせる発想で、保険の可能性が広がっている。まずは、「保険」と「健康増進」を組み合わせた「健康増進型保険」。この保険は、健康の度合いに応じて保険料の割引や還付金などの特典が受けられる。病気になった時のために、亡くなった時のために、というマイナスの気持ちではなく、「健康でいるために」という前向きな気持ちで加入でき、健康を意識した取り組みは、保険料などに反映される。そして、それが保険の継続につながるという、画期的な商品だ。

また、保険といえば、決して安くない保険料と、長い加入期間が一般的だが、その発想を逆転させた「少額短期保険」がある。自転車保険、ゴルフ保険、火災保険など、損保系の保険は今までもあったが、さらに平成18年4月に施行された改正保険業法により、少額短期の保障のみを提供する少額短期保険業者の制度が創設された背景もあり、弁護士費用保険、糖尿病保険、がん治療保険、葬儀費用保険など、多様なお客さまのニッチなニーズに答えた商品がたくさん出ている。

それらの可能性を広げるキーワードは“CX(顧客体験/カスタマー・エクスペリエンス)”。お客さまにどれだけ、価値ある体験を提供できるか、といったところだろうか。

死亡保障における価値ある体験の提供とは

生命保険の中でも死亡保障は、契約した人(保険料を払う人)と、死亡保険金の受取人(恵を受ける人)が同じではないため、契約した人は、安心は手に入れたものの、「加入して良かった」という実体験をつかむことはできない。それだけに、生命保険の死亡保障で、お客さまにCXをどう提供するかは、ひとつの課題だった。

そこで注目されるのが、生命保険と「信託」を組み合わせた、「生命保険信託」である。信託会社等が生命保険の保険金受取人となり、死亡保険金を、保険契約者が生前に決めたご親族等に、決めた時期に、決めた方法で、信託会社等がお届けするというものだ。

何千万円もの多額の保険金が一括で届いて、人生を狂わせてしまったら悲劇だし、受取人が万一の時に、受取人の相続人に流れてしまうのではなく、契約した自分の相続人に渡したいと考えるのは自然だ。生命保険信託は、そんな風に、受取人に浪費の懸念がある、二次相続で渡したくない人に保険金が渡ってしまう等のリスクをコントロールすることができるのだ。

また、今までの生命保険なら、保険金の受取人を決め、保険金は一般的に一括、渡される時期は、万一が起きた時だったが、生命保険信託は、死亡保険金の流れをリアルに想像し、

詳細を決めることができ、生命保険信託ならではの価値ある体験、“CX（顧客体験/カスタマー・エクスペリエンス）”をお客さまに提供することになるだろう。

死後事務委任契約を、身近なものにした生命保険信託

そんな生命保険信託に、さらなる可能性が広がっている。生命保険信託を使った死後事務委任契約だ。死後事務とは、亡くなった後の事務全般を指し、一般的には以下のような項目となる。

<死後の事務手続一例>

- ・葬儀の手配や供養の手配、それぞれの施設への支払い
- ・お骨を霊園や寺院へ納骨の手配
- ・病院や介護施設の荷物の片づけや退院・退所手続き、費用の清算
- ・住居（賃貸）の契約解約・住居引き渡しまでの管理
- ・行政機関への各種届出を行い、年金手帳、後期高齢者被保険者証などの返還
- ・電気・ガス・水道など公共機関への解約手続き。

※引用：[死後の事務手続き | 相続の花笑み \(hanaemi.info\)](https://hanaemi.info)（2023/6/14 参照）

上記のような死後事務を、土業の方などをお願いしようとすると、委任契約の締結と、費用として、まとまったお金が必要になる。生命保険信託を使った死後事務委任とは、そのお金を、生命保険の死亡保険金で支払うというもので、生前にまとまったお金を捻出することが難しい人にとって、朗報と言えるサービスだ。

今や、孤独死、孤立死、無縁遺骨等は、社会問題でもあり、巷での終活の知名度も高い。高齢になれば保険にも加入できなくなる。子どもは遠方に住み、あてにしていた配偶者や兄弟にも先立たれ、体力に自信がなくなり、心細くなってからでは遅い。生命保険信託を使った死後事務委任契約は、終活を活性化し、元気なうちに終活を意識する方々の強い味方になって、「ここまで出来るのか」という驚きとともに、死亡保障で“CX（顧客体験/カスタマー・エクスペリエンス）”を提供できる、サービスとなるだろう。

<参考情報>

- 生命保険信託の扱いはある生命保険会社 ※（）内は信託会社
- プルデンシャル生命保険（プルデンシャル信託株式会社）
- ジブラルタ生命保険（プルデンシャル信託株式会社）
- P G F 生命（三井住友信託銀行株式会社）
- 第一生命保険（みずほ信託銀行株式会社）
- 第一フロンティア生命（みずほ信託銀行株式会社）

FWD 富士生命保険（みずほ信託銀行株式会社）

ソニー生命保険（三井住友信託銀行株式会社）

等々。

※2023/6/14 現在

■生命保険信託を活用した死後事務委任契約 ※（）内は信託会社等

・終活サポート ～マイ・エンディング・ケア～（プルデンシャル信託株式会社）

・おひとりさま信託〈生命保険型〉（三井住友信託銀行株式会社）

等々

※2023/6/14 現在